より、そう、ちから。
東北電力

第93回
定時株主総会
招集ご通知

開催日時

平成29年6月28日（水曜日）午前10時

開催会場

仙台市青葉区一番町三丁目７番１号
電力ビル７階電力ホール

▌第93回定時株主総会招集ご通知 …… 1

▌株主総会参考書類 …… 3

〈会社提案〉
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役15名選任の件

〈株主提案〉
第３号議案　定款一部変更の件（１）
第４号議案　定款一部変更の件（２）
第５号議案　定款一部変更の件（３）
第６号議案　定款一部変更の件（４）
第７号議案　定款一部変更の件（５）

▌添付書類
事業報告 ……25
連結計算書類 ……55
計算書類 ……57
監査報告書 ……59

東北電力株式会社
（証券コード 9506）

(証券コード 9506)
平成29年６月６日

株 主 各 位

仙台市青葉区本町一丁目７番１号
東 北 電 力 株 式 会 社
取締役会長　海　輪　　誠

第93回定時株主総会招集ご通知

拝啓　株主のみなさまには，平素より格別のご高配をたまわり，厚く御礼申しあげます。
　さて，当社第93回定時株主総会を下記により開催いたしますので，ご出席いただきますようご案内申しあげます。
　なお，当日ご出席いただけない場合は，郵送またはインターネット等により議決権を行使することができますので，お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご覧いただき，**平成29年６月27日（火曜日）午後５時までに議決権を行使していただきますよう**お願い申しあげます。

敬　具

【議決権行使のご案内】

株主総会にご出席いただける場合



○当日ご出席の場合は，お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
　また，当日は本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。
○節電のため，会場の冷房を控え目にさせていただきますので，軽装でご出席いただきますようお願い申しあげます。

株主総会にご出席いただけない場合

郵　　送



○同封の議決権行使書用紙に賛否いずれかをご表示のうえ，ご送付ください。

行使期限　平成 29 年６月 27 日（火曜日）午後５時到着分まで

インターネット等



○63頁から64頁に記載の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認のうえ，パソコン，スマートフォンまたは携帯電話から議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）にアクセスしていただき，画面の案内にしたがって，各議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限　平成 29 年６月 27 日（火曜日）午後５時まで

記

1．日　　時	平成29年６月28日（水曜日）午前10時
2．場　　所	仙台市青葉区一番町三丁目７番１号　電力ビル７階電力ホール
3．目 的 事 項	**報告事項**　１．平成28年度（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）事業報告，連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 ２．平成28年度（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）計算書類報告の件 **決議事項**　**〈会社提案（第１号議案および第２号議案）〉** 第１号議案　剰余金の処分の件 第２号議案　取締役15名選任の件 **〈株主提案（第３号議案から第７号議案まで）〉** 第３号議案　定款一部変更の件（１） 第４号議案　定款一部変更の件（２） 第５号議案　定款一部変更の件（３） 第６号議案　定款一部変更の件（４） 第７号議案　定款一部変更の件（５） 上記各号議案の内容等は，後記の「株主総会参考書類」（３頁から24頁）に記載のとおりであります。
4．招集にあたってのその他決定事項	⑴　議決権行使書の郵送による方法とインターネットによる方法の双方で議決権を行使された場合は，インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。 ⑵　インターネットにより，複数回にわたり議決権を行使された場合は，最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

以　上

○次の事項につきましては，法令および定款第14条の規定に基づき，インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.tohoku-epco.co.jp/ir/）に掲載させていただいておりますので，本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。これらの事項は，本招集ご通知の添付書類とともに，監査役および会計監査人の監査対象となっております。
・連結計算書類の連結株主資本等変動計算書および連結注記表
・計算書類の株主資本等変動計算書および個別注記表
○株主総会参考書類，事業報告，連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合には，インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.tohoku-epco.co.jp/）に掲載させていただきます。

▶P.1 招集ご通知
▶P.3 株主総会参考書類
▶P.25 事業報告
▶P.55 連結計算書類
▶P.57 計算書類
▶P.59 監査報告書

株主総会参考書類

議案および参考事項

〈会社提案〉

第１号議案および第２号議案は，会社提案によるものであります。

第１号議案（会社提案）　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては，次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は，配当につきましては，安定的な配当を行うことを基本に，当年度の業績や中長期的な収支見通しなどを総合的に勘案し決定することを基本的な方針としております。

原子力発電所の再稼働を巡る情勢が依然として不透明な状況にあることや，電力システム改革の進展による競争激化や電力需要の伸び悩みなどの事業環境の変化，自然災害などの経営リスクがあるなかで，さらに事業を発展させていくためには，より強固な経営基盤を確立していく必要があります。

このようななか，当年度の業績につきましては，燃料費調整制度のタイムラグ影響が大きかった前年度を下回るものの，経費全般にわたる徹底した経営効率化に継続して取り組んできたことなどから，一定の利益水準を安定的に確保することができました。

また，今後，新たに策定した「東北電力グループ中期経営方針（2017 ～ 2020年度）」のもと，東北電力グループが一体となってさらなる企業価値の向上に努めていくこととしております。

このような状況を総合的に勘案し，平成28年度の期末配当金につきましては，１株につき20円といたしたいと存じます。

なお，中間配当金15円とあわせた当年度の年間配当金は，前年度に比べ10円増の１株につき35円となります。

１．配当財産の種類

金銭

２．株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき金20円　　総額 9,979,355,000円

３．剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年６月29日

第２号議案（会社提案）　取締役15名選任の件

取締役全員（16名）は，本総会終結の時をもって任期満了となりますので，取締役15名の選任をお願いいたしたいと存じます。

各候補者の選定にあたっては，客観性・透明性を確保する観点から，独立社外取締役を含む指名・報酬諮問委員会において審議しております。

取締役候補者は，次のとおりであります。

候補者番号	氏　名		
1	海輪　誠（かいわ　まこと） 取締役会長	再任	
2	原田　宏哉（はらだ　ひろや） 取締役社長	再任	
3	坂本　光弘（さかもと　みつひろ） 取締役副社長	再任	
4	渡部　孝男（わたなべ　たかお） 取締役副社長	再任	
5	岡信　愼一（おかのぶ　しんいち） 取締役副社長	再任	
6	田苗　博（たなえ　ひろし） 常務取締役	再任	
7	長谷川　登（はせがわ　のぼる） 常務取締役	再任	
8	山本　俊二（やまもと　しゅんじ） 常務取締役	再任	
9	三浦　直人（みうら　なおと） 常務取締役	再任	
10	中野　春之（なかの　はるゆき） 常務取締役	再任	
11	増子　次郎（ますこ　じろう） 常務取締役	再任	
12	樋口　康二郎（ひぐち　こうじろう） 常務取締役	再任	
13	阿部　俊徳（あべ　としのり） 執行役員東京支社長	新任	
14	清野　智（せいの　さとし） 社外取締役	再任	独立社外取締役候補者
15	近藤　史朗（こんどう　しろう） 社外取締役	再任	独立社外取締役候補者

（注）１．各候補者の氏名の下段には，本定時株主総会時における当社の役職等を記載しております。
２．各候補者と当社との間には，特別の利害関係はありません。

候補者番号 1

海輪（かいわ）　誠（まこと）

昭和24年９月25日生

所有する当社の株式数　15,900株



再　任

略歴，地位，担当および重要な兼職の状況

昭和48年４月　東北電力株式会社入社
平成17年６月　同社取締役企画部長
平成19年６月　同社上席執行役員新潟支店長
平成21年６月　同社取締役副社長　IR担当
平成22年６月　同社取締役社長
平成27年６月　同社取締役会長　（現在にいたる）
〔重要な兼職の状況〕　一般社団法人東北経済連合会会長

【 取締役候補者とした理由 】

入社以来，企画部門を中心とした業務経験を有し，取締役企画部長や上席執行役員新潟支店長を務めるなど，業務全般に精通しております。平成21年６月から副社長を，平成22年６月から社長を，また平成27年６月から会長を務め，当社における豊富な業務経験と電気事業の経営全般に関する知見を有していることから，取締役候補者といたしました。

候補者番号 2

原田（はらだ）　宏哉（ひろや）

昭和31年３月10日生

所有する当社の株式数　5,803株



再　任

略歴，地位，担当および重要な兼職の状況

昭和53年４月　東北電力株式会社入社
平成22年６月　同社取締役企画部長
平成23年６月　同社上席執行役員東京支社長
平成26年６月　同社取締役副社長　CSR担当　コンプライアンス推進担当　IR担当
平成27年６月　同社取締役社長　（現在にいたる）

【 取締役候補者とした理由 】

入社以来，広報部門や企画部門を中心とした業務経験を有し，取締役企画部長や上席執行役員東京支社長を務めるなど，業務全般に精通しております。平成26年６月から副社長を，平成27年６月から社長を務め，当社における豊富な業務経験と電気事業の経営全般に関する知見を有していることから，取締役候補者といたしました。

候補者番号 3

坂本　光弘（さかもと　みつひろ）

昭和30年11月29日生

所有する当社の株式数　7,121株



再　任

略歴，地位，担当および重要な兼職の状況

昭和54年４月　東北電力株式会社入社
平成24年６月　同社取締役総務部長
平成25年６月　同社上席執行役員新潟支店長
平成27年６月　同社取締役副社長　火力原子力本部長　コンプライアンス推進担当　（現在にいたる）
〔重要な兼職の状況〕
株式会社ユアテック取締役

【 取締役候補者とした理由 】

入社以来，人財部門や総務部門を中心とした業務経験を有し，取締役総務部長や上席執行役員新潟支店長を務めるなど，業務全般に精通しております。平成27年６月から副社長を務め，当社における豊富な業務経験と電気事業の経営全般に関する知見を有していることから，取締役候補者といたしました。

候補者番号 4

渡部　孝男（わたなべ　たかお）

昭和27年７月30日生

所有する当社の株式数　8,729株



再　任

略歴，地位，担当および重要な兼職の状況

昭和52年４月　東北電力株式会社入社
平成21年６月　同社上席執行役員女川原子力発電所長
平成24年６月　同社取締役　火力原子力本部副本部長　火力原子力本部原子力部長
平成25年６月　同社常務取締役　火力原子力本部副本部長　火力原子力本部原子力部長
平成26年６月　同社常務取締役　火力原子力本部副本部長
平成27年６月　同社取締役副社長　火力原子力本部長代理　（現在にいたる）

【 取締役候補者とした理由 】

入社以来，原子力部門を中心とした業務経験を有し，上席執行役員女川原子力発電所長や取締役原子力部長を務めるなど，業務全般に精通しております。平成25年６月から常務取締役を，平成27年６月から副社長を務め，当社における豊富な業務経験と電気事業の経営全般に関する知見を有していることから，取締役候補者といたしました。

候補者番号 5

岡信（おかのぶ） 愼一（しんいち）

昭和32年２月16日生

所有する当社の株式数　14,200株



再　任

略歴，地位，担当および重要な兼職の状況

昭和54年４月　東北電力株式会社入社
平成23年６月　同社グループ事業推進部長
平成24年６月　同社執行役員企画部長
平成25年６月　同社常務取締役企画部長
平成26年６月　同社常務取締役企画部長　支店統轄
平成27年６月　同社取締役副社長　CSR担当　IR担当　（現在にいたる）

【 取締役候補者とした理由 】

入社以来，企画部門を中心とした業務経験を有し，グループ事業推進部長や執行役員企画部長を務めるなど，業務全般に精通しております。平成25年６月から常務取締役を，平成27年６月から副社長を務め，当社における豊富な業務経験と電気事業の経営全般に関する知見を有していることから，取締役候補者といたしました。

候補者番号 6

田苗（たなえ） 博（ひろし）

昭和31年３月30日生

所有する当社の株式数　8,200株



再　任

略歴，地位，担当および重要な兼職の状況

昭和53年４月　東北電力株式会社入社
平成23年６月　同社執行役員　電力流通本部副本部長　電力流通本部電力システム部長
平成25年６月　同社執行役員福島支店長
平成27年６月　同社常務取締役　電力ネットワーク本部長　（現在にいたる）

【 取締役候補者とした理由 】

入社以来，電力ネットワーク（発変電）部門を中心とした業務経験を有し，執行役員電力システム部長や執行役員福島支店長を務めるなど，業務全般に精通しております。平成27年６月から常務取締役を務め，当社における豊富な業務経験と電気事業の経営全般に関する知見を有していることから，取締役候補者といたしました。

候補者番号 7

長谷川（はせがわ） 登（のぼる）

昭和30年４月17日生

所有する当社の株式数　12,302株



再　任

略歴，地位，担当および重要な兼職の状況

昭和54年４月　東北電力株式会社入社
平成21年６月　同社執行役員東京支社長
平成23年６月　同社取締役広報・地域交流部長
平成25年６月　同社常務取締役　火力原子力本部副本部長　支店統轄
平成26年６月　同社常務取締役　火力原子力本部副本部長　（現在にいたる）

【 取締役候補者とした理由 】

入社以来，広報部門を中心とした業務経験を有し，執行役員東京支社長や取締役広報・地域交流部長を務めるなど，業務全般に精通しております。平成25年６月から常務取締役を務め，当社における豊富な業務経験と電気事業の経営全般に関する知見を有していることから，取締役候補者といたしました。

候補者番号 8

山本（やまもと） 俊二（しゅんじ）

昭和31年12月19日生

所有する当社の株式数　10,200株



再　任

略歴，地位，担当および重要な兼職の状況

昭和54年４月　東北電力株式会社入社
平成22年６月　同社執行役員経理部長
平成23年６月　同社執行役員山形支店長
平成25年６月　同社常務取締役
平成27年６月　同社常務取締役　支店統轄　（現在にいたる）
〔重要な兼職の状況〕
株式会社ユアテック監査役

【 取締役候補者とした理由 】

入社以来，経理部門を中心とした業務経験を有し，執行役員経理部長や執行役員山形支店長を務めるなど，業務全般に精通しております。平成25年６月から常務取締役を務め，当社における豊富な業務経験と電気事業の経営全般に関する知見を有していることから，取締役候補者といたしました。

候補者番号 9

三浦（みうら） 直人（なおと）

昭和29年６月23日生	所有する当社の株式数	10,500株



再　任

略歴，地位，担当および重要な兼職の状況

昭和53年４月　東北電力株式会社入社
平成21年６月　同社総合研修センター所長
平成24年６月　同社執行役員　お客さま本部副本部長　お客さま本部配電部長
平成27年６月　同社常務取締役　電力ネットワーク本部副本部長　（現在にいたる）

【 取締役候補者とした理由 】

入社以来，電力ネットワーク（配電）部門を中心とした業務経験を有し，総合研修センター所長や執行役員配電部長を務めるなど，業務全般に精通しております。平成27年６月から常務取締役を務め，当社における豊富な業務経験と電気事業の経営全般に関する知見を有していることから，取締役候補者といたしました。

候補者番号 10

中野（なかの） 春之（はるゆき）

昭和30年５月６日生	所有する当社の株式数	3,300株



再　任

略歴，地位，担当および重要な兼職の状況

昭和54年４月　東北電力株式会社入社
平成24年６月　同社電力流通本部電力システム部部長
平成25年６月　同社執行役員　電力流通本部副本部長　電力流通本部電力システム部長
平成27年６月　同社常務取締役　電力ネットワーク本部副本部長　（現在にいたる）

【 取締役候補者とした理由 】

入社以来，電力ネットワーク（給電）部門を中心とした業務経験を有し，執行役員電力システム部長を務めるなど，業務全般に精通しております。平成27年６月から常務取締役を務め，当社における豊富な業務経験と電気事業の経営全般に関する知見を有していることから，取締役候補者といたしました。

候補者番号 11 **増子　次郎**（ますこ　じろう）

昭和30年７月７日生

所有する当社の株式数　10,202株



再　任

略歴，地位，担当および重要な兼職の状況

昭和55年４月　東北電力株式会社入社
平成23年６月　同社執行役員青森支店長
平成26年６月　同社執行役員　火力原子力本部原子力部長
平成27年６月　同社常務取締役　火力原子力本部副本部長　火力原子力本部原子力部長
平成28年６月　同社常務取締役　火力原子力本部副本部長　（現在にいたる）

【 取締役候補者とした理由 】

入社以来，原子力部門を中心とした業務経験を有し，執行役員青森支店長や執行役員原子力部長を務めるなど，業務全般に精通しております。平成27年６月から常務取締役を務め，当社における豊富な業務経験と電気事業の経営全般に関する知見を有していることから，取締役候補者といたしました。

候補者番号 12 **樋口　康二郎**（ひぐち　こうじろう）

昭和32年10月26日生

所有する当社の株式数　4,200株



再　任

略歴，地位，担当および重要な兼職の状況

昭和56年４月　東北電力株式会社入社
平成23年６月　同社原町火力発電所長
平成25年６月　同社執行役員　火力原子力本部火力部長
平成28年６月　同社常務取締役　火力原子力本部副本部長　（現在にいたる）

【 取締役候補者とした理由 】

入社以来，火力部門を中心とした業務経験を有し，原町火力発電所長や執行役員火力部長を務めるなど，業務全般に精通しております。平成28年６月から常務取締役を務め，当社における豊富な業務経験と電気事業の経営全般に関する知見を有していることから，取締役候補者といたしました。

候補者番号 13

阿部　俊徳（あべ　としのり）

昭和32年10月28日生

所有する当社の株式数　6,800株



新　任

略歴，地位，担当および重要な兼職の状況

昭和56年４月　東北電力株式会社入社
平成23年６月　同社人財部長
平成26年６月　同社執行役員東京支社長　（現在にいたる）

【 取締役候補者とした理由 】

入社以来，人財部門を中心とした業務経験を有し，人財部長や執行役員東京支社長を務めるなど，業務全般に精通しております。当社における豊富な業務経験と電気事業の経営全般に関する知見を有していることから，取締役候補者といたしました。

候補者番号 14 **清野 智**（せいの さとし）

昭和22年９月30日生	所有する当社の株式数	4,747株



再　任

独立社外
取締役候補者

略歴，地位，担当および重要な兼職の状況

平成18年４月　東日本旅客鉄道株式会社代表取締役社長
平成24年４月　同社取締役会長　（現在にいたる）
平成25年６月　東北電力株式会社取締役　（現在にいたる）
平成26年６月　日本郵政株式会社社外取締役　（現在にいたる）
〔重要な兼職の状況〕
東日本旅客鉄道株式会社取締役会長
日本郵政株式会社社外取締役

【 取締役候補者とした理由 】

清野氏は，東日本旅客鉄道株式会社の取締役会長であり，公益事業の経営に携わってきた経験を有し，これまでの経歴や実績等から，豊富な経験や卓越した識見を当社経営に活かしていただくため，社外取締役候補者といたしました。

（注）１．候補者清野智は，会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であり，株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の２に定める独立役員として届け出ております。
２．候補者清野智は，現に当社の社外取締役であり，その就任してからの年数は，本総会終結の時をもって４年であります。
３．当社は，会社法第427条第１項の規定により，候補者清野智との間に，同法第423条第１項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は，法令に定める額としております。同氏の社外取締役の選任についてご承認いただいた場合には，当社は同氏と当該契約を継続する予定であります。

候補者番号 15

近藤（こんどう） 史朗（しろう）

昭和24年10月７日生	所有する当社の株式数	1,700株



再　任

独立社外
取締役候補者

略歴，地位，担当および重要な兼職の状況

平成19年４月　株式会社リコー代表取締役社長執行役員
平成25年４月　同社代表取締役会長執行役員
平成28年４月　同社代表取締役会長
平成28年６月　東北電力株式会社取締役　（現在にいたる）
平成29年４月　株式会社リコー取締役会長　（現在にいたる）
〔重要な兼職の状況〕
株式会社リコー取締役会長

【 取締役候補者とした理由 】

近藤氏は，株式会社リコーの取締役会長であり，光学機器や事務用機器等を製造する企業の経営に携わってきた経験を有し，これまでの経歴や実績等から，豊富な経験や卓越した識見を当社経営に活かしていただくため，社外取締役候補者といたしました。

（注）１．候補者近藤史朗は，会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であり，株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の２に定める独立役員として届け出ております。
２．候補者近藤史朗は，現に当社の社外取締役であり，その就任してからの年数は，本総会終結の時をもって１年であります。
３．当社は，会社法第427条第１項の規定により，候補者近藤史朗との間に，同法第423条第１項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は，法令に定める額としております。同氏の社外取締役の選任についてご承認いただいた場合には，当社は同氏と当該契約を継続する予定であります。

《ご参考》

1．取締役候補者および監査役候補者指名の方針

取締役候補者および監査役候補者は，以下の方針により選定する。

・社内取締役候補者は，専門性が高く幅広い業務領域を有するという電気事業の特性等を踏まえ，技術的な専門性や現場での経験を踏まえた実務能力等のほか，候補者の専門分野等のバランスを考慮して，各分野に精通した者の中から選定する。
・社外取締役候補者は，企業経営などに基づく実践的な経験と社会・経済動向等に関する高い識見を基に，取締役会での適切な意思決定および経営監督の実現を図ることができるかどうかを重視して選定する。
・監査役候補者は，経験や識見を活かし監査役としての職務を適正に遂行できるかどうか，また取締役の職務執行の監査のほか当社経営に有益な意見または助言を行うことができるかどうかを重視して選定する。このほか，社外監査役候補者は，客観的かつ中立的な監査ができるかどうかも重視して選定する。
・社外取締役候補者および社外監査役候補者は，当社が定める「社外役員の独立性判断基準」に照らし，独立性の有無を判断する。

2．社外役員の独立性判断基準

当社は，社外役員の独立性について，当社が上場する金融商品取引所の定める独立性の基準に準拠し，以下の要件により独立性を判断する。社外取締役の選任に当たっては，当社の経営理念や社会的な責務を理解するとともに，社外取締役としての役割・責務を十分認識し，企業経営などに基づく実践的な経験と社会・経済動向等に関する高い識見を基に，取締役会での適切な意思決定および経営監督の実現を図れるかどうかを重視する。また，社外監査役の選任に当たっては，社外監査役としての役割・責務を十分認識し，豊富な経験や卓越した識見をもって客観的・中立的な監査を実施できるかどうかを重視する。

【当社における社外役員の独立性判断要件】

当社は，原則として，以下のいずれの要件にも該当しない者を独立役員とする。

①当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者
②当社の主要な取引先またはその業務執行者
③当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント，会計専門家または法律専門家（当該財産を得ているものが法人，組合等の団体である場合は，当該団体に所属する者をいう。）
④最近において，①から③までのいずれかに該当していた者
⑤次のａからｄまでのいずれかに該当する者（重要でない者を除く。）の近親者
　ａ．上記①から④までのいずれかに該当する者
　ｂ．当社の子会社の業務執行者
　ｃ．当社の子会社の業務執行者でない取締役
　ｄ．最近において上記ｂ，ｃまたは当社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては，業務執行者でない取締役を含む）に該当していた者

〈株主提案〉

第３号議案から第７号議案までは，株主提案によるものであります。なお，提案株主（198名）の議決権の数は，2,590個であります。

第３号議案（株主提案） 定款一部変更の件（１）

○議案内容

以下の章を新設する。

第７章　原子力発電からの撤退と再生可能エネルギーの推進

第 43 条　当会社は，原子力発電から撤退し，再生可能エネルギーの開発に積極的に取り組む。

○提案の理由

福島原発事故から６年が経過し，事故の深刻さは様々に進行して来ています。未だ放射線レベルの高い地域への帰還政策が強引に進められ，自主避難者への住宅支援は打ち切られました。従来，賠償5.4兆円，除染2.5兆円，中間貯蔵施設の整備1.1兆円，廃炉２兆円，総額11兆円と想定された費用は膨らみ続け，経産省の新たな試算結果では，賠償８兆円，除染４ ～ ５兆円，廃炉数兆円等と全体で20兆円を上回る見込みとなり，東京電力の支払い能力をはるかに超え，同社は経営破たん状態です。そのため，その負担の一部が送電網の利用料金として，電気の利用者に転嫁される状況です。

当社の原発の建設に携わった東芝も原発事業によって経営破たんの危機に瀕しており，これ以上原発に拘泥することは，当社にも同じ問題をもたらします。原子力発電から撤退し，再生可能エネルギーの利用推進に方向転換する事が，当社が選ぶべき選択肢です。

○株主提案に対する取締役会の意見

取締役会としては，次の理由により本議案に反対いたします。

エネルギー資源に乏しいわが国においては，原子力発電は，安全確保を大前提に，安定供給，経済効率性，環境適合の観点から重要な電源であり，将来にわたって一定規模を確保していく必要があります。

国のエネルギー基本計画を踏まえて決定された長期エネルギー需給見通しでは，原子力発電はベースロード電源として位置付けられ，2030年度における電源構成の20 ～ 22%を占めることが見込まれております。

太陽光や風力などの再生可能エネルギーについては，自然条件による出力の変動幅が大きく，立地面での制約などの課題もありますが，温室効果ガスを排出しない重要な国産エネルギーであり，当社としてもグループ企業とともに積極的な導入を進めております。

当社といたしましては，各電源が持つ特性を十分に踏まえたうえで，バランスよく組み合わせて運用していくことが重要であると考えております。

また，会社法では，業務執行に係る事項については，取締役会および取締役に委ねることを基本としておりますので，本議案のような業務執行に係る内容を定款に規定することは適切ではないと考えております。

したがいまして，取締役会といたしましては，ご提案の内容について反対いたします。

第４号議案（株主提案）　定款一部変更の件（２）

○議案内容

以下の章を新設する。

第８章　女川原子力発電所の廃止

第 44 条　当会社は，女川原子力発電所の適合性審査申請を取り下げ，廃炉の措置を進める。

○提案の理由

当社は，原子力規制委員会の審査長期化を理由に，女川原発２号機の再稼働を１年半延期し，2018年度後半とすることを発表しました。これまで約90回の会合は基準地震動の議論にほぼ費やされ，原発施設の安全性論議はまだ始まったばかりですが，その中で，２号機原子炉建屋で初期剛性が建設時の３割に低下し，壁には1,137カ所ものひびやはがれがあること等，地震による深刻なダメージが明らかになりました。更田規制委員会委員長代理は「前例がなく審査は技術的に極めて難しい」と述べ，今後の指摘で安全対策工事が追加されるものと思われ，ゴールは見通せません。

当社はすでに東通原発を含めた安全対策工事に３千数百億円を投じていますが，原田社長は「工事費は増えると思う」と認めています。巨額の工事費で経営を圧迫し，合格できるかもわからない女川原発の審査申請を取り下げ，廃炉の措置を進めるべきです。

○株主提案に対する取締役会の意見

取締役会としては，次の理由により本議案に反対いたします。

エネルギー資源に乏しいわが国においては，原子力発電は，安全確保を大前提に，安定供給，経済効率性，環境適合の観点から重要な電源であり，将来にわたって一定規模を確保していく必要があります。

当社といたしましても，原子力発電を引き続き活用しながら，火力や再生可能エネルギーなど各電源が持つ特性を十分に踏まえたうえで，バランスよく組み合わせて運用していくことが重要であると考えております。

女川原子力発電所第２号機については，新規制基準適合性審査において，これまでに，基準津波で概ね妥当な検討がなされているとの評価をいただくなど，審査は着実に進捗しております。地震動評価やプラント設備に関する審査にも，引き続きしっかりと対応してまいります。

さらに，安全対策工事についても，審査の過程で得られた知見・評価を適宜反映しながら設計や工事を進めるなど，引き続き安全確保を最優先に，地域のみなさまのご理解を得ながら，工事完了後，準備が整った段階での再稼働を目指してまいります。

また，会社法では，業務執行に係る事項については，取締役会および取締役に委ねることを基本としておりますので，本議案のような業務執行に係る内容を定款に規定することは適切ではないと考えております。

したがいまして，取締役会といたしましては，ご提案の内容について反対いたします。

第５号議案（株主提案）　定款一部変更の件（３）

○議案内容

以下の章を新設する。

第９章　核燃料サイクル事業からの撤退

第 45 条　当会社は，核燃料サイクル事業から撤退する。

○提案の理由

核燃料サイクル事業の中核施設の１つ高速増殖原型炉「もんじゅ」の廃炉が決定され，研究開発費１兆410億円は無駄になりました。このうち9,028億円は政府支出で，国民の税金です。そしてもう１つの中核施設である六ヶ所再処理工場も，当初約7,600億円とされた建設費が，14年前の電気事業連合会の試算でさえ約３兆3,700億円と，当初の4.5倍に膨らみ，工場の運転・保守費約６兆800億円，施設の解体・廃棄物処分費用１兆5,500億円など，バックエンド費用の総額が約19兆円にも達すると試算されています。

これらの核燃料サイクル事業に掛かる多額のコストが，今後電力会社の経営を圧迫することは確実です。当初2009年２月とされた六ヶ所再処理工場の竣工時期は23回・８年以上も延期され，「もんじゅ」と同様，まともな運転実績は見通せません。当社は，他社に先駆け，核燃料サイクル事業からの撤退を英断すべきです。

○株主提案に対する取締役会の意見

取締役会としては，次の理由により本議案に反対いたします。

わが国のエネルギー政策において，原子燃料サイクルは，ウラン資源の有効利用および高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減の観点から，極めて重要であります。

昨年10月には再処理等拠出金法が施行され，再処理等事業の着実かつ効率的な実施や，事業に必要な資金の安定的確保を目的として「使用済燃料再処理機構」が設立されるなど，原子燃料サイクル事業を着実に推進するための体制整備が進められております。

日本原燃株式会社の再処理工場については，平成30年度上期の竣工に向け，新規制基準適合性審査の着実な進捗がはかられております。

高速増殖原型炉「もんじゅ」については，昨年12月，原子力関係閣僚会議において廃止措置へ移行する方針が示されましたが，高速炉開発の研究と実用化に向けた技術開発は，引き続き実施する方針とされております。

当社といたしましても，こうした国や日本原燃株式会社の動向を踏まえ，原子力発電の安定的・円滑な運営のために，必要かつ適切な支援を行ってまいります。

また，会社法では，業務執行に係る事項については，取締役会および取締役に委ねることを基本としておりますので，本議案のような業務執行に係る内容を定款に規定することは適切ではないと考えております。

したがいまして，取締役会といたしましては，ご提案の内容について反対いたします。

第６号議案（株主提案）　定款一部変更の件（４）

○議案内容

以下の章を新設する。

第10章　使用済核燃料の管理責任

第 46 条　当会社は，原子力発電で発生させた放射性物質の管理責任を果たすため，管理計画を早急に策定する。

○提案の理由

原子力発電は，発生させた熱（＝電気）に比例した量の放射性物質（死の灰）を生成させます。日本で原子力発電が始まった1966年以来，当社を含めた原子力発電事業者が発生させた放射性物質は，広島原爆で撒き散らされた量の120万発分と試算され，自然減衰により減少しているものの，現在80万発分が蓄積されています。これらの放射性物質は，数百年から数万年もの間，厳重に管理しなければ人間に危害を及ぼす危険物です。その処理処分の方法は，原発の運転開始から50年経っても確立されず，見通しも立たない状態です。

当社が発生させた放射性物質は，使用済核燃料の形で当社の原発や再処理工場で保管されていたり，再処理されて高レベルや中低レベルの放射性廃棄物の形で保管されています。この危険物の発生責任を果たすため，当社独自の管理計画を策定し，公表すべきです。

○株主提案に対する取締役会の意見

取締役会としては，次の理由により本議案に反対いたします。

原子力発電所で発生する使用済燃料については，日本原燃株式会社の再処理工場へ搬出するまでの間，各発電所において，安全に保管しており，再処理工場においても当社との契約に基づき，引き続き安全に貯蔵・管理されております。

再処理の過程で発生する高レベル放射性廃棄物については，最終処分するまで，十分な安全対策のもと，日本原燃株式会社の貯蔵施設において管理されております。

このように，使用済燃料は，発生後の各過程において，しっかりと貯蔵･管理されております。

なお，高レベル放射性廃棄物の最終処分にあたっては，国は，現時点で最も有望とされている地層処分を行う方針としており，当社といたしましても，事業の実施主体である原子力発電環境整備機構（ＮＵＭＯ）と連携して取り組んでまいります。

また，会社法では，業務執行に係る事項については，取締役会および取締役に委ねることを基本としておりますので，本議案のような業務執行に係る内容を定款に規定することは適切ではないと考えております。

したがいまして，取締役会といたしましては，ご提案の内容について反対いたします。

第７号議案（株主提案）　定款一部変更の件（５）

○議案内容

以下の章を新設する。

第11章　再生可能エネルギー電源の優先的な接続

第 47 条　当会社は，再生可能エネルギー推進の立場から，再生可能エネルギーを優先的に送電網に接続する。

○提案の理由

東北地方は自然に恵まれており，特に北東北は風が強く風力発電の適地です。再生可能エネルギーの固定価格買取制度（ＦＩＴ）開始から同地域では建設計画が相次いでいます。日経新聞によると，これまでは発電事業者が電力会社に送配電網への接続を申し込めば先着順に受け入れてきたとのことですが，当社は東北北部と同南部をつなぐ基幹送電線容量の不足を理由に接続を拒んでいる，と報道されています。ところが，当社の東通原子力発電所の高圧送電線は利用されておらず，これを利用すれば，東北北部からの送電問題は一挙に解決します。

再生可能エネルギーは長期的に見て増加するでしょうし，より積極的に増加させることが求められます。当社が，再生可能エネルギーを優先的に送電することによって後押しすれば，株主・消費者からの信頼は増し，イメージアップにつながることは確実です。

○株主提案に対する取締役会の意見

取締役会としては，次の理由により本議案に反対いたします。

当社は，これまでも，東北地域に適地の多い水力や地熱などの再生可能エネルギーの導入拡大に取り組んでまいりました。

さらに，太陽光発電や風力発電をはじめ，国の固定価格買取制度のもとで急増する当社送電網への新規電源の接続申し込みについて，公平性を確保しつつ対応に努めてまいりました。当社送電網への接続については，電源種別による優先的な接続は認められておらず，全ての電源を公平に取り扱うこととしております。

なお，当社送電網への受け入れには容量面の制約があるため，再生可能エネルギーの将来的な導入拡大に対処すべく，広域的な需給調整や送電網の整備計画の策定等を行う電力広域的運営推進機関とも連携しながら，当社送電網の整備・拡充に向けて必要な取り組みを進めてまいります。

また，会社法では，業務執行に係る事項については，取締役会および取締役に委ねることを基本としておりますので，本議案のような業務執行に係る内容を定款に規定することは適切ではないと考えております。

したがいまして，取締役会といたしましては，ご提案の内容について反対いたします。

以　上

（添付書類）

事　業　報　告

（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）

Ⅰ　企業グループの現況に関する事項

１．事業の経過および成果

【当社を取り巻く経営環境】

平成28年度は，わが国の電気事業にとって新たな競争のステージへ移行する転換点となりました。

昨年４月には，家庭用をはじめとする低圧分野における競争がはじまり，これまで自由化の対象であった高圧・特別高圧の分野とともに，小売全面自由化が開始いたしました。また，本年４月には，ガスの小売全面自由化がはじまり，各エネルギー会社間での地域を越えた競争がより進展することになります。さらに，平成32年４月には，送配電部門の法的分離（別会社化）という大きな節目が控えております。

東北地域においては，東日本大震災からの復旧関連工事が高水準で推移していることなどから，緩やかな景気回復が続きました。大震災から６年が経過し，インフラを中心に復旧・復興には一定の進捗がみられるものの，震災で被害を受けた産業・なりわいの再生は途上であり，被災された方々の生活基盤も完全に回復していないことを踏まえると，復興は未だ道半ばにあると認識しております。

このようななかで，当社は，被災地の復興・発展に寄り添いながら，かつてない経営環境の変化にも適切に対応してまいりました。

【戦略的なマーケティング展開】

昨年４月の小売全面自由化以降，全国大で競争が進んでおり，東北６県および新潟県においても，今後さらなる競争の進展が予想されます。このような状況のなか，当社は，コーポレートスローガン**「より、そう、ちから。」**のもと，販売面において，様々な新サービスを提供してまいりました。



様々な新サービスのプロモーション活動を実施

具体的には，昨年４月より，お客さまのライフスタイルに合わせた各種新料金プランを設定いたしました。また，お客さまの利便性向上につながる会員制ウェブサービス「よりそうｅねっと」を開設するとともに，会員向けポイントサービス「よりそうｅポイント」を開始いたしました。さらに，カメイ株式会社との間で「ＬＰガス」と「電気」のセットプランの提供を開始することを公表したほか，トヨタ自動車株式会社やイオングループとの提携によるポイントサービス等の充実に向けた取り組みを進めてまいりました。



会員制ウェブサービス
「よりそうｅねっと」を開設

また，これまでの供給エリアを越えた事業展開として，昨年４月より，東京ガス株式会社と共同で設立した株式会社シナジアパワーが，北関東を中心とする高圧・特別高圧のお客さまへの電力販売を開始したほか，関東地域において，ご家庭向け料金プラン「よりそう、でんき」による電気の販売を開始いたしました。

当社といたしましては，引き続きお客さまのご要望により沿うサービスを提供することで，当社をお選びいただくことを目指してまいります。

【競争力ある火力電源の形成】

火力発電については，原子力発電所が停止しているなか，供給力の中心として安定供給に努めるとともに，高い経済性と環境負荷低減を両立した電源構成の実現に向けた取り組みを進めてまいりました。

具体的には，昨年７月，新仙台火力発電所第３号系列（98万キロワット）の全量が営業運転を開始いたしました。同系列は，世界最高水準の熱効率（60パーセント以上）を達成した最新鋭のプラントであります。また，能代火力発電所第３号機（60万キロワット）の建設工事や上越火力発電所第１号機（57.2万キロワット）の建設計画を着実に推進し，コスト競争力の強化に努めてまいりました。


世界最高水準の熱効率を達成した
新仙台火力発電所第３号系列

当社といたしましては，今後とも将来の競争激化に対応できる戦略的な電源構成について検討してまいります。

【原子力発電所の安全性向上に向けた取り組み】

原子力発電については，女川原子力発電所第２号機および東通原子力発電所第１号機ともに，新規制基準への適合性審査へ的確に対応してまいりました。あわせて，設備・運用の両面から，新規制基準などを踏まえた安全対策を進めているところであります。

安全対策工事については，本年４月の完了を目指し取り組んでまいりましたが，全体の工事工程をあらためて評価した結果，女川原子力発電所第２号機については平成30年度後半，東通原子力発電所第１号機については平成31年度の完了を目指して工事を進めていくことといたしました。



海抜約29mの防潮堤かさ上げ工事（女川原子力発電所）

当社といたしましては，引き続き安全確保を最優先に，地域のみなさまのご理解を得ながら，工事完了後，準備が整った段階での再稼働を目指してまいります。

【再生可能エネルギーの導入拡大に向けた取り組み】

当社は，これまでも，グループ企業とともに，水力発電，地熱発電などの再生可能エネルギーの導入拡大に取り組んでまいりました。また，太陽光発電や風力発電をはじめ，国の固定価格買取制度のもとで急増する当社送電網への新規電源の接続申し込みについて，公平性を確保しつつ対応に努めてまいりました。しかしながら，当社送電網への受け入れには容量面の制約があるため，将来的な導入拡大に対応すべく，広域的な需給調整や送電網の整備計画の策定等を行う電力広域的運営推進機関とも連携しながら，当社送電網の整備・拡充に向けて必要な取り組みを進めてまいりました。

さらには，太陽光発電や風力発電は，気象条件によって出力が変動するという技術的な課題があることから，大容量の蓄電池を活用した出力変動対策の実証事業などに取り組んでまいりました。

当社といたしましては，こうした取り組みにより，電力品質を確保しつつ，再生可能エネルギーのさらなる導入拡大をはかってまいります。



大容量の蓄電池を活用した出力変動対策の実証事業（西仙台変電所）

【決算の概要（連結）】

当年度の決算につきましては，連結ベースで，以下のとおりであります。

収益面では，電気事業において，「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」に基づく再エネ特措法交付金が増加したものの，販売電力量および燃料費調整額の減少などにより，電灯・電力料が減少したことなどから，売上高（営業収益）は前年度に比べ1,460億円減の１兆9,495億円，経常収益は前年度に比べ1,488億円減の１兆9,558億円となりました。

一方，費用面では，退職給付債務の算定に用いる割引率の低下などから退職給付費用が増加したものの，燃料価格の低下や円高などにより燃料費が減少したほか，経費全般にわたり効率化の実施に努めたことなどから，経常費用は前年度に比べ1,008億円減の１兆8,511億円となりました。

以上の結果，経常利益は，前年度に比べ479億円減の1,047億円となりました。

また，親会社株主に帰属する当期純利益は，前年度に比べ273億円減の699億円となりました。

■経常利益

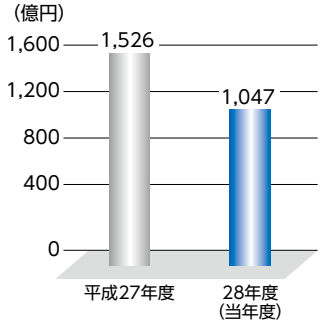

■親会社株主に帰属する当期純利益

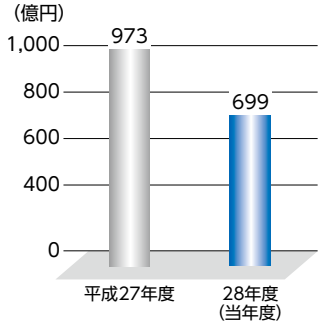

［電気事業］

当年度の当社販売電力量は，前年度に比べ夏場後半の気温が高く冬場の気温が低く推移したことによる冷暖房需要の増加があるものの，契約電力の減少などから，前年度に比べ1.1％減の742億６千万キロワット時となりました。このうち電灯需要は，前年度に比べ1.3％増の240億キロワット時，電力需要は，前年度に比べ2.1％減の502億５千万キロワット時となりました。

■販売電力量

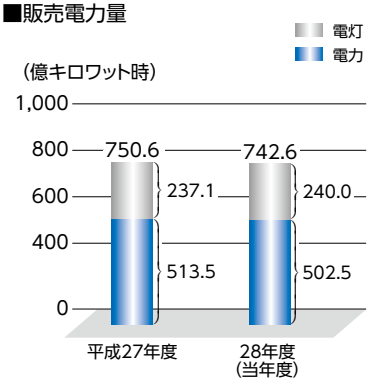

こうした販売電力量の減少および燃料費調整額の減少などにより，電灯・電力料が減少したことなどから，電気事業の売上高は，前年度に比べ1,260億円減の１兆7,272億円となりました。一方，営業費用は，退職給付債務の算定に用いる割引率の低下などから退職給付費用が増加したものの，燃料価格の低下や円高などにより燃料費が減少したほか，経費全般にわたり効率化の実施に努めたことなどから，前年度に比べ676億円減の１兆6,187億円となりました。

以上の結果，営業利益は，前年度に比べ583億円減の1,085億円となりました。

［その他の事業］

電気事業以外の事業につきましては，建設業において一般向けの工事が減少したことなどから，売上高は前年度に比べ199億円減の2,223億円となりました。一方，営業費用は，前年度に比べ190億円減の2,004億円となりました。

以上の結果，営業利益は，前年度に比べ９億円減の219億円となりました。

2．対処すべき課題

当社を取り巻く環境は，小売全面自由化の進展による競争の激化に加え，今後，送配電部門の法的分離が予定されているなど，これまでに経験したことのない激動のなかにあります。こうした大きな変化のなかにおいても，当社企業グループが，お客さまや地域社会のご期待に応えつつ，復興の道半ばにある地域とともに持続的に成長していくための道しるべとして，このたび，2020年度までを対象期間とする「東北電力グループ中期経営方針（2017～2020年度）」を策定いたしました。

【成長に向けた目標設定と達成に向けた取り組み】

今回の中期経営方針では，対象期間を「成長に向けた変革期」と位置付け，将来，成長が見込まれ，グループの経営資源を最大限に発揮できる電気事業，海外事業，ガス事業の３つの分野について，以下のとおり目標を設定いたしました。

		2015 年度実績	2020 年度	2030 年度
電気事業	販売電力量（域外・卸売を含んだ増分）	参考：域内販売電力量 751 億 kWh	＋ 35 億 kWh	＋ 150 億 kWh
海外事業	海外発電事業持分出力	20 万 kW	60 万 kW	120 万 kW
ガス事業	販売ガス量	34 万 t	45 万 t	60 万 t

これらの目標の達成に向けて，電気事業につきましては，東北６県および新潟県において，お客さまの省コスト・省エネルギーにつながるヒートポンプの普及拡大や，お客さまのライフスタイルに合わせた料金プラン・サービスの拡充などの施策を従来以上に強化してまいります。東北・新潟域外においても，株式会社シナジアパワーを通じた電力販売などにより，着実に販売電力量の拡大をはかってまいります。

海外事業につきましては，国内での計画・建設・運営の経験が豊富な高効率火力（石炭・ガス），再生可能エネルギー（地熱等）を参入の切り口と位置付け，北・中米および東南アジアを中心に事業機会を獲得してまいります。

ガス事業につきましては，ガス販路の拡大や，電気と併せたトータルエネルギーソリューションの提供を拡充してまいります。

当社といたしましては，「2020年度までに自己資本比率（連結決算ベース）25%以上（将来的には30%）」とする財務目標の確実な達成とともに，こうした将来の成長に向けた事業展開や投資を通じて，一層の企業価値の向上に努めてまいります。

■財務目標と成長の達成

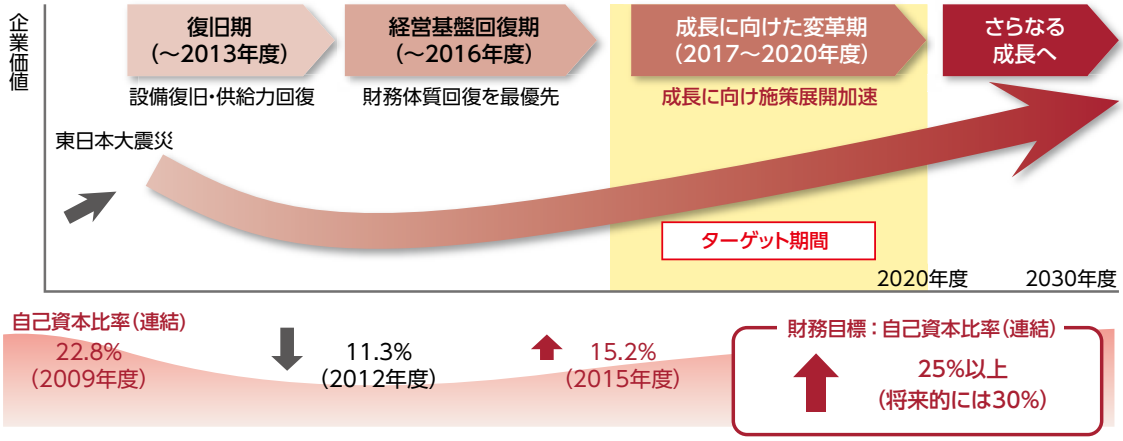

【基本姿勢と３つの力点】

当社は，2020年度までの施策展開にあたり，当社企業グループが重視すべき基本姿勢を**「変化をチャンスに　さらなる成長へ挑戦する　東北電力グループ」**と設定いたしました。この基本姿勢を踏まえ，以下の３つの力点に基づき多様な施策を展開してまいります。

［力点１］お客さま・地域社会の声にお応えする

当社は，お客さまのニーズにお応えする提案活動を拡充していくとともに，競争力の強化，地域の復興・発展への貢献に努めてまいります。

原子力発電については，新規制基準への適合にとどまらず，より高いレベルの安全性確保に向けて，自主的かつ継続的な取り組みを行うとともに，原子力品質保証活動のもと，継続的な業務品質の向上を目指してまいります。また，適切な情報発信と双方向のコミュニケーションなどを通じて，地域のみなさまからご信頼いただけるよう努めてまいります。



東通原子力発電所所員による全戸訪問活動の様子

火力発電については，経済性に優れた石炭火力発電所や高効率ガス火力発電所の開発等により，最適な電源構成によるコスト競争力の強化を目指してまいります。

また，高効率電気機器の普及拡大や火力発電所の熱効率向上など，CO_2排出削減に向けた需要と供給の両面からの取り組みにより，低炭素社会の実現を目指してまいります。

送配電については，日々の設備巡視・点検や保修工事などの的確なメンテナンスによりこれまでにも増して安定供給に努めるとともに，新技術の採用等により，一層の効率化を推進してまいります。



平成32年６月の運転開始を目指す
能代火力発電所第３号機(完成予想図)

また，地域の復興・発展にこれまで以上に貢献していくため，従来の地域貢献活動に加えて，本年２月に創設した「東北・新潟の活性化応援プログラム」を通じて，地域の課題解決に取り組む団体に対し活動資金をサポートいたします。

［力点２］成長に向けた新たな事業機会を追求する

当社は，将来の成長につなげていくため，目標を設定した３つの分野以外にも，新たな事業機会を追求してまいります。

具体的には，新たに設立を検討しているトレーディング会社を中心に，電力と燃料の統合的なトレーディング事業を展開することにより，収益力の強化をはかってまいります。

また，東北地域に適地の多い再生可能エネルギーのさらなる普及拡大をはかるため，グループ企業とともに水力や地熱，風力発電の開発を推進するとともに，水素の利活用等による出力変動対策の試験を行ってまいります。

さらに，将来の事業領域拡大に向けて，新たな情報技術（ＩｏＴ，ＡＩ，ビッグデータ等）を活用し，設備運用の高度化・効率化，お客さまサービス向上等への取り組みを加速するとともに，新規事業・新規サービス等の創出や展開について検討いたします。


グループ企業とともに水力や地熱，風力発電の開発を推進（能代風力発電所）

［力点３］変革実現により強固な経営基盤を確立する

変革を実現し，より強固な経営基盤を確立するため，財務や組織などの面で，当社企業グループの成長の土台をより強くしてまいります。

当社は，財務体質のさらなる改善に向けて，社長を議長とする経営効率化推進会議のもと，経営全般にわたる効率化を進めるとともに，資材・役務の調達改革を推進してまいりましたが，今後もさらなる競争力強化と透明性の向上に取り組みます。

また，今後予定されている送配電部門の法的分離に伴い送配電部門を分社化するとともに，各事業が異なる環境のもと自律的に事業運営を推進していくため，分社化に先行してカンパニー制を導入いたします。そのうえで，送配電部門の中立性・公平性をより一層確保しつつ，販売部門と発電部門が連携し，総合力を発揮することで，企業価値を向上できる組織を構築してまいります。

加えて，新たな事業分野への進出やビジネスモデルの変化等に対応した人材や，専門スキルを持った人材の獲得・育成をはかっていきます。

あわせて，本年１月に策定した「東北電力グループＣＳＲ方針」および「東北電力グループ行動指針」のもと，企業グループ各社の特長を活かしながら一丸となった取り組みで総合力を発揮し，誠実で公正な事業活動を行うとともに，大切なステークホルダーのみなさまのご期待に応え，企業の社会的責任を果たしてまいります。



女性活躍推進など多様性を尊重し，
能力発揮を促す諸施策を展開

【地域の復興・発展への貢献】

大震災から６年が経過し，被災地では，再生に向けた街づくりが進むなか，当社といたしましては，地域のみなさまとのコミュニケーションをはかりながら，電力の安定供給という面から地域の復興・発展を支えてまいります。

また，今後とも，それぞれの地域がおかれた状況やニーズの違いを踏まえながら，将来の成長・発展に資するプロジェクトや地域活性化施策を積極的に支援してまいります。

当社は，経営理念である「地域社会との共栄」，「創造的経営の推進」のもと，経営環境の変化に適切に対応しながら，地域とともに成長してまいりました。当社を取り巻く環境は今後さらに大きく変化していきますが，この変化をチャンスとしてとらえ，新たな中期経営方針のもと，企業グループが一体となってさらなる成長へ挑戦することを通じて，お客さまや地域のみなさまのご期待にしっかりとお応えしてまいります。

株主のみなさまにおかれましては，なお一層のご理解とご協力をたまわりますようお願い申しあげます。

3．設備投資の状況

⑴ **設備投資額**　3,009億円

[電気事業]　2,746億円

[その他の事業]　263億円

⑵ **完成した主な設備および建設中の主な設備**

①当社

(発電設備)

	設備別	名　称	新設,増設の別	最大出力
				キロワット
完　成	火　力	新仙台火力発電所第３号系列	増　設	980,000
建設中	火　力	能代火力発電所第３号機	増　設	600,000

(注)　新仙台火力発電所第３号系列は，平成27年12月１日，第３－１号について運転を開始しておりますが，平成28年７月１日，第３－２号について運転を開始いたしました。

(変電設備)

	名　称	新設,増強の別	出　力
			キロボルトアンペア
建設中	東花巻変電所	新　設	600,000
	宮城中央変電所	増　強	1,000,000
	名取変電所	新　設	900,000

②東北自然エネルギー株式会社

(発電設備)

	設備別	名　称	新設,増設の別	最大出力
				キロワット
建設中	水　力	玉川第二発電所	新　設	14,600

4．資金調達の状況

⑴ **社　債**　発行額　1,400億円　償還額　1,200億円

⑵ **借入金**　借入額　1,924億円　返済額　2,562億円

⑶ **コマーシャル・ペーパー**　発行額　1,620億円　償還額　1,540億円

5. 財産および損益の状況の推移

区分＼年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度(当年度)
売上高（営業収益）（億円）	20,388	21,820	20,955	19,495
経常利益（億円）	390	1,166	1,526	1,047
親会社株主に帰属する当期純利益（億円）	343	764	973	699
一株当たり当期純利益（円）	68.78	153.35	195.01	140.10
総資産（億円）	42,430	41,312	41,524	41,459

（注） 一株当たり当期純利益は，当社の期中平均株式数により算出しております。なお，期中平均株式数については，自己株式を控除した株式数を用いております。

■売上高（営業収益）

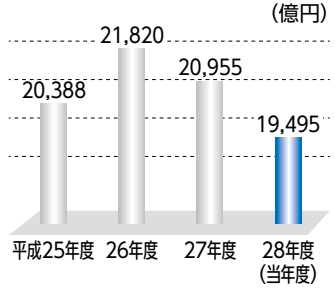

■経常利益

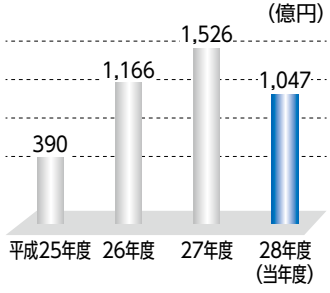

■親会社株主に帰属する当期純利益

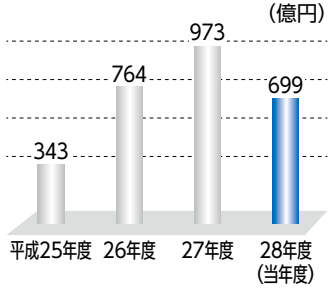

■一株当たり当期純利益

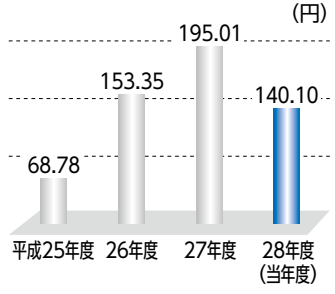

■総資産

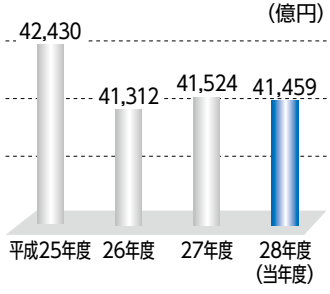

6．重要な子会社および関連会社の状況（平成29年3月31日現在）

(1) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率		主な事業内容
		直接保有	間接保有	
	億円	%	%	
酒田共同火力発電株式会社	255	100	－	火力発電
日本海エル・エヌ・ジー株式会社	120	42.3	－	液化天然ガスの受入，気化，販売または配送
東北インテリジェント通信株式会社	100	100	－	電気通信事業
株式会社ユアテック	78	46.7	0.5	電気，通信，土木および建築工事
東北自然エネルギー株式会社	52.7	96.1	3.9	再生可能エネルギーにより発電した電気の供給事業
TDGビジネスサポート株式会社	15	100	－	金銭の貸付等の金融業務および経理・労務業務の受託
東日本興業株式会社	10	100	－	不動産業およびリース業
東北発電工業株式会社	10	100	－	発変電設備の建設，改良および補修工事ならびに保守
東北エネルギーサービス株式会社	7.4	86.4	9.6	自家用発電設備・コージェネレーションシステム等による電気・熱エネルギーの供給，蓄熱設備の運転・保守受託
東北天然ガス株式会社	3	55	－	天然ガス・液化天然ガスの供給販売

(2) 重要な関連会社の状況

会社名	資本金	出資比率		主な事業内容
		直接保有	間接保有	
	億円	%	%	
相馬共同火力発電株式会社	1,128	50	－	火力発電
常磐共同火力株式会社	560	49.1	－	火力発電
株式会社シナジアパワー	4.9	50	－	電気事業
荒川水力電気株式会社	3.5	50	－	水力発電

7．主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

電気事業

8．主要な事業所および発電所（平成29年3月31日現在）

(1) 当社の主要な事業所

	事　業　所　（　所　在　地　）
本　　店	本店（仙台市青葉区本町一丁目７番１号）
支　　店	青森支店（青森市），岩手支店（盛岡市），秋田支店（秋田市）， 宮城支店（仙台市），山形支店（山形市），福島支店（福島市）， 新潟支店（新潟市）
支　　社	東京支社（東京都千代田区），会津若松支社（会津若松市）
営　業　所	61カ所

(2) 当社の主要な発電所

	発　電　所　（　所　在　地　）
水　　力	本道寺，八久和（以上山形県）， 本名，上田，第二沼沢，宮下，柳津（以上福島県）， 豊実（新潟県）
火　　力	八戸（青森県），秋田，能代（以上秋田県）， 仙台，新仙台（以上宮城県），原町（福島県）， 新潟，東新潟（以上新潟県）
地　　熱	葛根田（岩手県），上の岱，澄川（以上秋田県）， 柳津西山（福島県）
原　子　力	東通（青森県），女川（宮城県）
内　燃　力	両津（新潟県）

⑶ 重要な子会社の主要な事業所

会社名	事業所（所在地）
酒田共同火力発電株式会社	本店（酒田市）
日本海エル・エヌ・ジー株式会社	本店（新潟県北蒲原郡聖籠町）
東北インテリジェント通信株式会社	本店（仙台市）
株式会社ユアテック	本店（仙台市）
東北自然エネルギー株式会社	本店（仙台市）
ＴＤＧビジネスサポート株式会社	本店（仙台市）
東日本興業株式会社	本店（仙台市）
東北発電工業株式会社	本店（仙台市）
東北エネルギーサービス株式会社	本店（仙台市）
東北天然ガス株式会社	本店（仙台市）

9．従業員の状況（平成29年3月31日現在）

事業の種類	従業員数	前年度末比増減
電気事業	13,002名	454名増
その他の事業	11,769	32増
合計	24,771	486増

（注）「従業員数」は，出向者，休職者等を除いた就業人員を記載したものであります。

10．主要な借入先（平成29年3月31日現在）

借入先	借入金残高
	億円
株式会社日本政策投資銀行	3,876
株式会社みずほ銀行	1,808
日本生命保険相互会社	1,048
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	917
株式会社三井住友銀行	816

Ⅱ　株式に関する事項（平成29年3月31日現在）

1．発行可能株式総数

10億株

2．発行済株式の総数

5億288万2,585株

3．株　主　数

18万1,989名

4．大　株　主

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
	千株	%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	22,974	4.60
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	19,587	3.93
日本生命保険相互会社	17,159	3.44
東北電力従業員持株会	13,801	2.77
株式会社みずほ銀行	13,288	2.66
高知信用金庫	11,787	2.36
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	9,179	1.84
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	6,832	1.37
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口1）	6,748	1.35
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口2）	6,747	1.35

（注）　持株比率は，自己株式（3,914,835株）を控除して計算しております。

Ⅲ　新株予約権に関する事項

1．当社取締役および執行役員が保有する新株予約権の状況（平成29年3月31日現在）

⑴　新株予約権の数

7, 482個

⑵　新株予約権の目的である株式の種類および数

普通株式748, 200株（新株予約権１個につき100株）

⑶　当社取締役が保有する新株予約権の内容の概要

回次（発行価額）	行　使　期　間	個　数	保有者数
第１回（160, 800円）	平成22年８月３日から平成47年８月２日まで	221個	5名
第２回　（82, 100円）	平成23年８月２日から平成48年８月１日まで	618個	9名
第３回　（48, 000円）	平成24年８月２日から平成49年８月１日まで	831個	12名
第４回（122, 900円）	平成25年８月２日から平成50年８月１日まで	759個	14名
第５回（115, 500円）	平成26年８月２日から平成51年８月１日まで	907個	14名
第６回（171, 300円）	平成27年８月４日から平成52年８月３日まで	741個	14名
第７回（123, 400円）	平成28年８月２日から平成53年８月１日まで	966個	14名

2．当社取締役および執行役員に交付した新株予約権の状況

⑴　発行した新株予約権の数

1, 954個

⑵　新株予約権の目的である株式の種類および数

普通株式195, 400株（新株予約権１個につき100株）

⑶　新株予約権の発行価額

１個当たり123, 400円

⑷ **新株予約権の行使価額**

１株当たり１円

⑸ **新株予約権の行使期間**

平成28年８月２日から平成53年８月１日まで

⑹ **新株予約権の主な行使の条件**

新株予約権者は，当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り，新株予約権を行使することができる。

⑺ **当社執行役員に交付した新株予約権の内訳**

新株予約権の数	交付者数
988個	27名

３．その他新株予約権の状況（平成29年3月31日現在）

○ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の概要

名称	2018年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債	2020年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債
社債の発行日	平成27年12月３日	平成27年12月３日
新株予約権の数	5,000個	7,000個
新株予約権の目的である株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的である株式の数	本社債の額面金額の総額を転換価額で除した数とする。	本社債の額面金額の総額を転換価額で除した数とする。
新株予約権の行使時の払込金額	本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。	本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
転換価額	1,953.4円	1,985.3円
新株予約権の行使期間	平成27年12月17日から平成30年11月19日まで（行使請求受付場所現地時間）	平成27年12月17日から平成32年11月19日まで（行使請求受付場所現地時間）
社債の残高	502億円	702億円

Ⅳ　会社役員に関する事項

1．取締役および監査役の氏名等（平成29年3月31日現在）

氏　　名	地位および担当	重要な兼職の状況
海　輪　　誠	取締役会長	一般社団法人東北経済連合会会長
原　田　宏　哉	取締役社長	
坂　本　光　弘	取締役副社長 （火力原子力本部長，コンプライアンス推進担当）	株式会社ユアテック取締役
渡　部　孝　男	取締役副社長（火力原子力本部長代理）	
岡　信　愼　一	取締役副社長（ＣＳＲ担当，ＩＲ担当）	
笹　川　稔　郎	取締役副社長（火力原子力本部長代理）	
長谷川　　登	常務取締役（火力原子力本部副本部長）	
山　本　俊　二	常務取締役（支店統轄）	株式会社ユアテック監査役
石　森　令　一	常務取締役（お客さま本部長）	
田　苗　　博	常務取締役（電力ネットワーク本部長）	
三　浦　直　人	常務取締役（電力ネットワーク本部副本部長）	
中　野　春　之	常務取締役（電力ネットワーク本部副本部長）	
増　子　次　郎	常務取締役（火力原子力本部副本部長）	
樋口　康二郎	常務取締役（火力原子力本部副本部長）	
清　野　　智	取　締　役	
近　藤　史　朗	取　締　役	
加　藤　公　樹	常任監査役（常勤）	
佐々木　隆　志	常任監査役（常勤）	株式会社第四銀行社外取締役（監査等委員）
藤　原　作　弥	監　査　役	
宇　野　郁　夫	監　査　役	
馬　場　千　晴	監　査　役	

(注) 1．取締役会長，取締役社長および取締役副社長は，いずれも代表取締役であります。
2．取締役清野智および同近藤史朗は，会社法第２条第15号に定める社外取締役であり，また，株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の２に定める独立役員であります。
3．監査役藤原作弥，同宇野郁夫および同馬場千晴は，いずれも会社法第２条第16号に定める社外監査役であり，また，株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の２に定める独立役員であります。
4．取締役および監査役佐々木隆志は，いずれも平成28年６月28日開催の第92回定時株主総会において選任されたものであります。
5．常務取締役佐久間直勝および同佐々木隆志は，いずれも平成28年６月28日退任いたしました。
6．常任監査役鈴木敏仁は，平成28年６月28日辞任いたしました。
7．取締役会長海輪誠は，平成28年６月８日一般社団法人東北経済連合会会長に就任いたしました。
8．監査役藤原作弥は，日本銀行副総裁としてわが国の金融政策に携わった経験を有しており，財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
9．監査役馬場千晴は，みずほ信託銀行株式会社の代表取締役副社長等を歴任しており，財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
10．社外役員の重要な兼職の状況等については，後記「３．社外役員の重要な兼職の状況等および主な活動状況」に記載しております。

２．取締役および監査役の報酬等の額

	報　酬		株式報酬型ストックオプション	
	支給人数	支給額	支給人数	支給額
取　締　役	18 名	413 百万円	14 名	119 百万円
監　査　役	6	84	－	－

(注) 1．平成29年３月31日現在の取締役および監査役の人数は，取締役16名（うち社外取締役２名），監査役５名（うち社外監査役３名）でありますが，上記の報酬等には，平成28年６月28日開催の第92回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役２名および辞任した監査役１名を含んでおります。
2．当年度に係る取締役賞与につきましては，支給しないことといたしました。
3．上記のうち，社外役員５名に対する報酬等の総額は，47百万円であります。
4．株主総会決議による報酬限度額は次のとおりであります。
[報酬]
取締役　　月額55百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）
（平成22年６月29日開催の第86回定時株主総会決議）
監査役　　月額12百万円以内
（平成19年６月28日開催の第83回定時株主総会決議）
[株式報酬型ストックオプション]
取締役　　１事業年度当たり180百万円以内
（平成22年６月29日開催の第86回定時株主総会決議）

3. 社外役員の重要な兼職の状況等および主な活動状況

(1) 社外役員の重要な兼職の状況等（平成29年3月31日現在）

	氏　　名	重 要 な 兼 職 の 状 況
取締役	清野　　智	東日本旅客鉄道株式会社取締役会長 日本郵政株式会社社外取締役
	近藤　史朗	株式会社リコー代表取締役会長
監査役	宇野　郁夫	富士急行株式会社社外取締役 トヨタ自動車株式会社社外取締役 小田急電鉄株式会社社外監査役 株式会社三井住友フィナンシャルグループ社外監査役
	馬場　千晴	株式会社埼玉りそな銀行社外取締役

(注) 1．取締役近藤史朗は，平成29年４月１日株式会社リコーの代表権のない取締役会長になりました。
2．監査役藤原作弥は，平成28年６月26日ライフネット生命保険株式会社の社外取締役を退任いたしました。
3．当社は東日本旅客鉄道株式会社，日本郵政株式会社およびトヨタ自動車株式会社との間に電力供給の取引等があります。また，当社は株式会社リコーとの間に電力供給の取引があります。

(2) 社外役員の主な活動状況

	氏　　名	主 な 活 動 状 況
取締役	清野　　智	当年度開催の取締役会10回のうち９回に出席し，主に経営者としての豊富な経験と識見に基づき，議案，審議等につき必要な発言を適宜行っております。
	近藤　史朗	当年度開催の取締役会８回のうち６回に出席し，主に経営者としての豊富な経験と識見に基づき，議案，審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監査役	藤原　作弥	当年度開催の取締役会10回のうち９回に出席し，また，当年度開催の監査役会14回のすべてに出席し，主に金融および報道メディアに関する豊富な経験と識見に基づき，議案，審議等につき必要な発言を適宜行っております。
	宇野　郁夫	当年度開催の取締役会10回のすべてに出席し，また，当年度開催の監査役会14回のすべてに出席し，主に経営者としての豊富な経験と識見に基づき，議案，審議等につき必要な発言を適宜行っております。
	馬場　千晴	当年度開催の取締役会10回のすべてに出席し，また，当年度開催の監査役会14回のすべてに出席し，主に金融に関する豊富な経験と識見に基づき，議案，審議等につき必要な発言を適宜行っております。

(注) 取締役近藤史朗は，平成28年６月28日就任いたしました。

4．責任限定契約の内容の概要

当社は，会社法第427条第１項の規定により，社外取締役および監査役との間に，同法第423条第１項の取締役および監査役の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は，法令に定める額としております。

Ⅴ　会計監査人に関する事項

1．会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

2．会計監査人の報酬等の額

①	当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	百万円 217
②	上記の合計額のうち，当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額	91

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておりませんので，②の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。
2．監査役会は，取締役，社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて，会計監査人の監査計画の内容や報酬見積りの算出根拠などを検討した結果，会計監査人の報酬等につき，会社法第399条第１項の同意を行っております。

3．非監査業務の内容

当社は，会計監査人に対して，公認会計士法第２条第１項の業務以外に，システムセキュリティ対策に関する業務等を依頼しております。

4．会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は，会計監査人が会社法第340条第１項各号に定められている解任事由に該当すると判断した場合は，監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任する。

監査役会は，上記の場合のほか，会計監査人の監査品質，監査実施の有効性および効率性などを勘案して，会計監査人として適当でないと判断した場合は，会計監査人の解任または不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定する。

５．会計監査人が受けた過去２年間の業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した処分の内容の概要は，次のとおりであります。

⑴ **処分の対象者**

新日本有限責任監査法人

⑵ **処分の内容**

・契約の新規の締結に関する業務の停止　３月
（平成28年１月１日から同年３月31日まで）
・業務改善命令（業務管理体制の改善）

⑶ **処分理由**

・株式会社東芝の平成22年３月期，平成24年３月期および平成25年３月期における財務書類の監査において，同監査法人の公認会計士が，相当の注意を怠り，重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。
・同監査法人の運営が著しく不当と認められた。

Ⅵ　業務の適正を確保するための体制に関する基本方針および当該体制の運用状況

１．業務の適正を確保するための体制に関する基本方針

当社は，取締役会において，「業務の適正を確保するための体制に関する基本方針」を決議しております。

なお，平成29年３月30日開催の取締役会において，東北電力グループＣＳＲ方針の策定等を踏まえた改正を決議しております。

⑴ **取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制**

当社は，社会の一員として，法令および定款に適合し，公正・透明かつ効率的に事業活動を推進し，社会的責任を果たす。

取締役会を，原則として毎月１回開催する。取締役会では，経営に関する重要な計画をはじめ，当社の業務執行の重要事項を決定するとともに，取締役から業務執行状況の報告を受ける。また，取締役の職務の執行につき相互に監督する。

常務会を，原則として毎週開催し，取締役会決議に基づき，全般的な業務運営の方針および

計画ならびに重要な業務の執行について協議する。

東北電力グループＣＳＲ方針および東北電力グループ行動指針を策定し，取締役は本方針・指針を率先垂範するとともに，その精神の徹底に努める。また，社長を委員長とする企業倫理・法令遵守委員会を設置するとともに，コンプライアンス推進担当役員を置き，事業活動における企業倫理・法令遵守を推進する。さらに，企業倫理相談窓口を開設し，相談者保護を図りながら相談案件等の調査を行う等適正に運用する。

なお，反社会的勢力からの不当な介入や要求に対しては，関連する社内規程等に基づき，毅然として対応する。

内部監査部門を設置して，当社業務の有効性・効率性および企業倫理・法令遵守を確保するため内部監査を実施し，その結果を社長に報告するとともに常務会および取締役会に報告する。

⑵　取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書，電磁的情報その他の情報について，社内規程に基づき，適切に管理・保存し，必要に応じて取締役が閲覧できるものとする。

⑶　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は，当社の業務執行に係るリスクについて，その内容に応じて，関連する社内規程に基づき，各部門または社内会議体等を活用する等，適切に対応する。

定期的に事業活動に係るリスクの抽出・評価を行い，経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクについては，その対策等を毎年度の各部門が策定する事業計画に織込み，管理サイクルの中でリスク管理を実践する。

自然災害および原子力災害等に係るリスクについては，社内規程を定めるとともに，災害を想定した訓練を行う等，リスク発生に備える。原子力発電所の自主的かつ継続的な安全性向上について，社内委員会を設置し，定期的に安全性の評価・分析，リスク低減に向けた対応策等を検討し，適切に対応する。

卸電力取引等に起因する市場リスク管理等を行うための社内委員会，ならびに，国内外での不測の事態に備えた危機の未然防止とリスクが現実化した際の被害の最小化を目的とする社内委員会をそれぞれ設置し，これらのリスクに適切に対応する。

リスク管理の状況については，必要に応じて，常務会等に報告する。

⑷ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

代表取締役その他の業務執行取締役は，取締役会決議に基づき，当社の業務執行を行う。その際，経営環境の変化に迅速に対応するため，常務会や社内会議体を活用する等，効率的な業務執行を行う。

代表取締役その他の業務執行取締役は，その職務の執行を効率的に行うため，次の措置を講じる。

①経営理念・経営の方向性を使用人に徹底するとともに，経営に関する重要計画のほか，各種計画を策定し，業務執行における重点施策，目標を明確化するとともに，実施結果の評価を行う。

②業務執行は，組織および職務権限に関する規程に基づき，所定の手続きを経て行う。

③取締役会等諸会議における報告，使用人との意見交換，お客さまをはじめとする当社に関わりのある皆さまとの接触等により，経営に関わる情報を収集し，職務の執行に反映する。

⑸ 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

使用人は，代表取締役その他の業務執行取締役の指揮命令のもと，東北電力グループＣＳＲ方針および東北電力グループ行動指針等の規範を遵守し，組織および職務権限に関する規程に基づき，職務の執行を行う。使用人の職務の執行は，業務執行の決定手続きや報告等を通じて，取締役の監督を受ける。

ＣＳＲ推進会議の下，企業グループが一体となったＣＳＲを推進する。

企業倫理・法令遵守委員会の下，各室部店所単位に設置された企業倫理責任者および企業倫理推進担当者を中心に，東北電力グループ行動指針の徹底，教育・啓発活動等を行い，事業活動における企業倫理・法令遵守を推進する。また，企業倫理相談窓口を開設し，相談者保護を図りながら相談案件の調査を行う。こうした取り組みについて企業倫理・法令遵守委員会および取締役会へ定期的に報告する。

⑹ 当社および子会社から成る企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

①子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は，企業グループにおける業務が適正かつ効率的に行われるよう社内規程を定め，グループ会社各社に対し，重要事項について事前協議および報告を求め，指導・助言を実施する。

②子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は，社内規程を定め，グループ会社各社に対し，経営に関する重要な計画を策定させるとともに，主要な会社から定期的に計画の進捗状況の報告を受け，各社におけるリスクについて把握する。

当社は，グループ会社各社に対し，事前協議および報告を通じて把握した各社の重要なリスクへの対応について，指導・助言を実施する。

また，グループ会社各社における重大なリスクの発生および企業倫理・法令違反について，常務会等に報告する。

③子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は，企業グループ経営に関する重要計画の周知や企業グループ全体の経営会議の開催，効率化施策の共同実施等，企業グループ経営を推進する。

当社は，グループ会社各社に対し，業務執行にあたっては，社内会議体を活用する等効率的に行うとともに，組織および職務権限に関する規程に基づき，所定の手続きを経て業務執行を行うよう，適宜，指導・助言を実施する。

④子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は，グループ会社各社に対し，東北電力グループＣＳＲ方針および東北電力グループ行動指針を踏まえて各社の行動指針を策定する等，法令と法の精神の遵守を徹底するよう，適宜，指導・助言を実施する。

また，当社は，東北電力グループ企業倫理・法令遵守活動方針を定め，企業グループ一体となった活動を実施するとともに，各社の企業倫理・法令遵守の担当責任者に対する指導・助言等により企業倫理・法令遵守の徹底を図る。

当社の企業倫理相談窓口は，グループ会社各社の取締役，監査役および使用人からの相談も受け付ける。また，相談案件の処理状況を企業倫理・法令遵守委員会および取締役会に報告する。

⑤その他当社および子会社から成る企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

内部監査部門は，グループ会社各社における内部監査の状況を勘案し，主要な会社については必要に応じて直接内部監査を実施し，その結果を社長に報告するとともに常務会および取締役会に報告する。

⑺ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役を補助することを職務とする組織を設置し，専属の使用人を置く。

⑻ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助する組織の職務は監査補助に限定し，同組織に所属する使用人を監査補助以外の業務には従事させない。

⑼ 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役を補助する組織に所属する使用人は監査役の直轄下に置き，同組織に所属する使用人の人事に関しては，事前に監査役と協議する。

⑽ 監査役への報告に関する体制

①取締役および使用人が監査役に報告をするための体制

取締役および使用人は，当社の業務執行上重要と判断した事項について，監査役に報告する。

取締役および使用人は，監査役が監査のために報告を求めた場合にはこれに応じる。

また，企業倫理相談窓口に対する取締役および使用人による相談案件の概要について，監査役に報告する。

②子会社の取締役，監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

当社の取締役および使用人は，グループ会社各社における重大なリスクの発生および企業倫理・法令違反について，監査役に報告する。

また，当社の企業倫理相談窓口に対するグループ会社各社の取締役，監査役および使用人による相談案件の概要について，監査役に報告する。

⑾ 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は，監査役へ報告した者に対して，報告したことを理由として不利な取扱いを行わない。

また，グループ会社各社に対し，監査役へ報告した者に対して，報告したことを理由として不利な取扱いを行わないよう，徹底する。

⑿　監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行に伴い生ずる費用を請求するときには，当該請求に係る費用が職務の執行に必要がないと判断される場合を除き，これに応ずる。

⒀　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は，取締役会のほか，常務会等重要な諸会議に出席するとともに，当社が保存・管理する資料等を閲覧することができる。

代表取締役と監査役とは，経営環境や重要課題等について相互に認識を深めるため，定期的に会合を持つ。

監査役の監査成果を高めるため，内部監査部門は，内部監査の結果を監査役に情報提供する。

2．業務の適正を確保するための体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づく，当年度における運用状況の概要は，次のとおりであります。

⑴　職務執行の適正性および効率性の確保に係る取り組みの状況

当社は，取締役会を原則毎月開催し（当年度は10回開催），業務執行上の重要事項を決議するとともに，業務執行状況の報告を行っております。また，常務会を原則毎週開催して（当年度は43回開催），取締役会決議に基づく全般的な業務運営の方針および計画ならびに重要な業務の執行について，様々な観点から協議しております。

各本部・部門は，東北電力グループ経営ビジョンや中期経営方針を踏まえ，中期的な計画を策定し，的確にＰＤＣＡサイクルを展開しております。なお，平成29年１月には，新たに，「東北電力グループＣＳＲ方針」，「東北電力グループ行動指針」，「東北電力グループ中期経営方針（2017～2020年度）」を策定しております。

最高経営層による事業所訪問を実施し，当社を取り巻く事業環境と経営の方向性，電力システム改革への対応などについて各事業所の中堅･若手社員との対話を行い，理解の浸透･共有化を図っております。

また，内部監査部門は，計画に基づき業務全般にわたる内部監査を実施し，その結果を定期的に社長，常務会および取締役会に報告しております。

⑵ 企業倫理・法令遵守に係る取り組みの状況

当社は，「東北電力企業行動指針」を策定するとともに，社長を委員長とする「企業倫理・法令遵守委員会」を開催し，年度ごとに策定する「企業倫理・法令遵守活動計画」に則って企業倫理・法令遵守活動を展開しております。

具体的には，当社およびグループ会社の経営層を対象とした「東北電力グループ企業倫理・法令遵守トップセミナー」を開催したほか，10月に実施する「東北電力グループ企業倫理月間」では，各種啓発活動等の企業グループ一体となった活動を展開しております。

また，「東北電力企業倫理相談窓口」等の内部通報窓口を社内外に設置し，企業グループを含めた役職員の職務執行に係る法令違反等について早期発見と是正に努めております。

なお，より一層のグループ大での取り組みを展開していくため，平成29年３月に，「東北電力グループ企業倫理・法令遵守活動方針」を策定いたしました。

⑶ 損失の危険の管理に係る取り組みの状況

当社は，定期的に業務上や財務上のリスク調査を実施し，リスクの認識，分析・評価を行い，重要なリスクへの対応については，各室部，部門の中期計画や年度業務計画に織り込むなど，的確にＰＤＣＡサイクルを展開しております。

また，経営に重大な影響を及ぼす恐れのある危機に対しては，「危機管理活動計画」に基づき対応力の維持・向上のための訓練や情報共有化の取り組みを行うとともに，活動状況については，「危機管理委員会」で検証し，適宜見直しを行っております。

自然災害および原子力災害等に係るリスクについては，「防災業務計画」，「非常災害対策実施基準」を定めるとともに，自治体等と連携のうえ，本店非常災害訓練，原子力発電所防災訓練など定期的に訓練を実施しております。また，原子力に係るリスクについては，自主的かつ継続的に原子力発電所の安全性向上を図るため，「原子力リスク検討委員会」を開催し，原子力リスクの評価・分析，リスク低減に向けた対応策の検討などを行っております。加えて，「原子力のあり方に関する有識者会議」の開催等を通じリスクを低減し，さらに安全性を高めるための検討を行っております。

⑷ 企業グループにおける取り組みの状況

当社は，「関係会社業務規程」および「関係会社業務取扱基準」を定め，グループ会社各社の重要事項について事前協議および報告を求め，指導・助言を実施しております。定期的に「企業グループ経営会議」を開催し，「東北電力グループ中期経営方針」等を共有化しております。また，「危機管理対応マニュアル」や「東北電力企業グループ非常災害発生時の情報連携ルール」を定めて，危機管理および非常災害時の体制を確立しております。さらに，「東北電力グループ企業倫理月間」や，グループ会社各社との連絡会等における各社への支援を通じ，グループの一体感醸成と企業倫理・法令遵守の徹底を図っております。

⑸ 監査役監査の実効性確保に係る取り組みの状況

監査役は，取締役会および常務会に出席しているほか，各種資料の閲覧等を通じて重要な意思決定の過程および業務の執行状況を確認しております。また，内部監査部門から内部監査の状況を定期的に監査役に報告するとともに，「東北電力企業倫理相談窓口」等の内部通報窓口の受付・処理状況についても定期的に報告しております。さらに，取締役と監査役が定期的に情報交換を行うことで監査の実効性向上に努めております。

専任の補助使用人が所属する「監査役室」を監査役の直轄下に設置し，執行部門から分離させているほか，必要な監査費用の確保についても，監査役の請求に従い，会社法の定めに基づき適切に対応しております。

連結貸借対照表

（平成29年３月31日現在）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
固定資産	**3,475,412**	**固定負債**	**2,547,870**
電気事業固定資産	**2,480,118**	社債	800,240
水力発電設備	174,905	長期借入金	1,368,116
汽力発電設備	379,748	災害復旧費用引当金	5,034
原子力発電設備	245,014	退職給付に係る負債	185,287
送電設備	626,091	資産除去債務	119,410
変電設備	245,381	再評価に係る繰延税金負債	1,426
配電設備	645,856	その他	68,353
業務設備	111,966		
その他の電気事業固定資産	51,154	**流動負債**	**842,433**
その他の固定資産	**211,651**	1年以内に期限到来の固定負債	262,665
固定資産仮勘定	**291,234**	支払手形及び買掛金	131,688
建設仮勘定及び除却仮勘定	291,234	未払税金	24,235
核燃料	**149,201**	諸前受金	239,789
装荷核燃料	34,729	災害復旧費用引当金	376
加工中等核燃料	114,471	その他	183,677
投資その他の資産	**343,207**		
長期投資	113,134	**負債合計**	**3,390,303**
退職給付に係る資産	2,723		
繰延税金資産	123,889	**株主資本**	**716,226**
その他	105,165	資本金	251,441
貸倒引当金（貸方）	△ 1,706	資本剰余金	26,558
		利益剰余金	445,547
流動資産	**670,515**	自己株式	△ 7,320
現金及び預金	224,112		
受取手形及び売掛金	197,259	**その他の包括利益累計額**	**△ 21,546**
たな卸資産	62,911	その他有価証券評価差額金	6,462
繰延税金資産	59,105	繰延ヘッジ損益	△ 1,883
その他	127,575	土地再評価差額金	△ 940
貸倒引当金（貸方）	△ 450	為替換算調整勘定	186
		退職給付に係る調整累計額	△ 25,371
		新株予約権	**879**
		非支配株主持分	**60,064**
		純資産合計	**755,624**
合計	**4,145,928**	**合計**	**4,145,928**

連　結　損　益　計　算　書

（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
営業費用	**1,819,161**	**営業収益**	**1,949,584**
電気事業営業費用	1,618,706	電気事業営業収益	1,727,228
その他事業営業費用	200,455	その他事業営業収益	222,356
営業利益	**(130,422)**		
営業外費用	**31,977**	**営業外収益**	**6,258**
支払利息	24,420	受取配当金	743
その他	7,556	受取利息	827
		持分法による投資利益	89
		その他	4,597
当期経常費用合計	**1,851,138**	**当期経常収益合計**	**1,955,843**
当期経常利益	**104,704**		
税金等調整前当期純利益	**104,704**		
法人税等	**28,364**		
法人税等	14,719		
法人税等調整額	13,645		
当期純利益	**76,339**		
非支配株主に帰属する当期純利益	**6,408**		
親会社株主に帰属する当期純利益	**69,931**		

貸借対照表

（平成29年３月31日現在）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
固定資産	**3,340,137**	**固定負債**	**2,456,561**
電気事業固定資産	**2,524,321**	社債	800,540
水力発電設備	156,934	長期借入金	1,353,643
汽力発電設備	367,164	長期未払債務	5,093
原子力発電設備	246,166	リース債務	3,154
内燃力発電設備	30,870	関係会社長期債務	5,482
新エネルギー等発電設備	11,080	退職給付引当金	114,604
送電設備	642,917	災害復旧費用引当金	5,034
変電設備	254,592	資産除去債務	118,793
配電設備	696,470	雑固定負債	50,213
業務設備	117,624	**流動負債**	**768,434**
貸付設備	501	1年以内に期限到来の固定負債	252,642
附帯事業固定資産	**1,030**	コマーシャル・ペーパー	19,000
事業外固定資産	**5,535**	買掛金	69,990
固定資産仮勘定	**281,570**	未払金	40,230
建設仮勘定	277,583	未払費用	79,169
除却仮勘定	3,986	未払税金	13,525
核燃料	**149,201**	預り金	1,449
装荷核燃料	34,729	関係会社短期債務	50,942
加工中等核燃料	114,471	諸前受金	239,263
投資その他の資産	**378,477**	災害復旧費用引当金	309
長期投資	95,269	資産除去債務	1,343
関係会社長期投資	194,217	雑流動負債	567
長期前払費用	9,912	**負債合計**	**3,224,996**
繰延税金資産	80,500		
貸倒引当金（貸方）	△ 1,422	**株主資本**	**609,232**
流動資産	**498,706**	資本金	251,441
現金及び預金	139,096	資本剰余金	26,657
売掛金	135,677	資本準備金	26,657
諸未収入金	95,944	利益剰余金	338,535
貯蔵品	42,063	利益準備金	62,860
前払費用	282	その他利益剰余金	275,675
関係会社短期債権	20,831	海外投資等損失準備金	11
繰延税金資産	55,094	繰越利益剰余金	275,664
雑流動資産	9,993	自己株式	△ 7,402
貸倒引当金（貸方）	△ 277	**評価・換算差額等**	**3,735**
		その他有価証券評価差額金	5,619
		繰延ヘッジ損益	△ 1,883
		新株予約権	**879**
		純資産合計	**613,847**
合計	**3,838,843**	**合計**	**3,838,843**

損　益　計　算　書

（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
営業費用	**1,638,549**	**営業収益**	**1,738,662**
電気事業営業費用	**1,630,502**	**電気事業営業収益**	**1,729,716**
水力発電費	35,778	電灯料	558,456
汽力発電費	430,787	電力料	829,195
原子力発電費	94,072	地帯間販売電力料	53,608
内燃力発電費	10,946	他社販売電力料	107,109
新エネルギー等発電費	7,395	託送収益	21,343
地帯間購入電力料	54,074	使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分	498
他社購入電力料	337,269	事業者間精算収益	6,332
送電費	88,907	再エネ特措法交付金	131,444
変電費	54,094	電気事業雑収益	21,646
配電費	178,766	貸付設備収益	80
販売費	46,769		
貸付設備費	4		
一般管理費	106,631		
接続供給託送料	2		
再エネ特措法納付金	137,472		
使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分	2,651		
電源開発促進税	29,156		
事業税	15,856		
電力費振替勘定（貸方）	△ 134		
附帯事業営業費用	**8,046**	**附帯事業営業収益**	**8,946**
ガス供給事業営業費用	7,635	ガス供給事業営業収益	8,546
熱供給事業営業費用	411	熱供給事業営業収益	399
営業利益	**(100,113)**		
営業外費用	**30,356**	**営業外収益**	**10,726**
財務費用	**24,420**	**財務収益**	**7,460**
支払利息	23,927	受取配当金	6,651
社債発行費	493	受取利息	809
事業外費用	**5,936**	**事業外収益**	**3,265**
固定資産売却損	67	固定資産売却益	135
雑損失	5,868	雑収益	3,130
当期経常費用合計	**1,668,905**	**当期経常収益合計**	**1,749,389**
当期経常利益	**80,483**		
税引前当期純利益	**80,483**		
法人税等	**20,572**		
法人税等	5,440		
法人税等調整額	15,132		
当期純利益	**59,910**		

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成 29 年５月10日

東北電力株式会社
取締役会　御中

新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士　関口　茂　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士　佐藤森夫　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士　有倉大輔　㊞

当監査法人は，会社法第444条第４項の規定に基づき，東北電力株式会社の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類，すなわち，連結貸借対照表，連結損益計算書，連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は，我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには，不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は，当監査法人が実施した監査に基づいて，独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は，我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は，当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために，監査計画を策定し，これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては，連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は，当監査法人の判断により，不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は，内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが，当監査法人は，リスク評価の実施に際して，状況に応じた適切な監査手続を立案するために，連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また，監査には，経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は，意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は，上記の連結計算書類が，我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して，東北電力株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には，公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成 29 年 5 月 10 日

東北電力株式会社
取締役会　御中

新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 関口　茂 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 佐藤森夫 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 有倉大輔 ㊞

当監査法人は，会社法第436条第２項第１号の規定に基づき，東北電力株式会社の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第93期事業年度の計算書類，すなわち，貸借対照表，損益計算書，株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は，我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには，不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は，当監査法人が実施した監査に基づいて，独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は，我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は，当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために，監査計画を策定し，これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては，計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は，当監査法人の判断により，不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は，内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが，当監査法人は，リスク評価の実施に際して，状況に応じた適切な監査手続を立案するために，計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また，監査には，経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は，意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は，上記の計算書類及びその附属明細書が，我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して，当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には，公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は，平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第93期事業年度の取締役の職務の執行に関して，各監査役が作成した監査報告書に基づき，審議の上，本監査報告書を作成し，以下のとおり報告いたします。

１．監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

⑴　監査役会は，監査の方針，業務の分担等を定め，各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか，取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け，必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は，監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し，監査の方針，職務の分担等に従い，取締役，内部監査部門その他の使用人等と意思疎通をはかり，情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに，以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し，取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け，必要に応じて説明を求め，重要な決定書類等を閲覧し，本店および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また，子会社については，子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換をはかり，必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項および第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視および検証いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し，かつ，適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに，会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け，必要に応じて説明を求めました。また，会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け，必要に応じて説明を求めました。さらに，平成27年12月22日付金融庁による業務改善命令に関し，会計監査人が提出した業務改善計画の進捗状況等について説明を受けました。

以上の方法に基づき，当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書，計算書類（貸借対照表，損益計算書，株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表，連結損益計算書，連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①事業報告およびその附属明細書は，法令および定款に従い，会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また，当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても，指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成 29 年 5 月 11 日

東北電力株式会社　監査役会

常任監査役（常勤）　加　藤　公　樹　㊞

常任監査役（常勤）　佐々木　隆　志　㊞

監査役（社外監査役）　藤　原　作　弥　㊞

監査役（社外監査役）　宇　野　郁　夫　㊞

監査役（社外監査役）　馬　場　千　晴　㊞

以　上



「インターネット等による議決権行使のご案内」

インターネットによる議決権行使は，パソコン，スマートフォンまたは携帯電話（EZweb，ｉモード，Yahoo! ケータイ）* から，当社の指定する議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。
（ただし，毎日午前２時から午前５時までは取り扱いを休止します。）

＊「EZweb」はKDDI株式会社，「ｉモード」は株式会社NTTドコモ，「Yahoo!」は米国Yahoo!Inc.の商標または登録商標です。

（パソコンの場合）

議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）にて，議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき，画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

1 議決権行使サイトへアクセスする。



❶「次の画面へ」をクリック

2 ログインする。



❷お手元の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力
❸「ログイン」をクリック

3 パスワードを登録する。

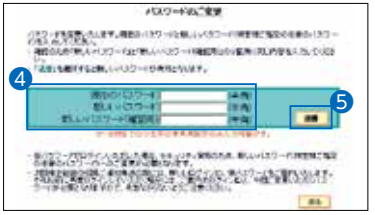

❹仮パスワードを「現在のパスワード入力欄」に入力。新しいパスワードを「新しいパスワード入力欄」と「新しいパスワード（確認用）入力欄」の両方に入力。
パスワードはお忘れにならないようご注意願います。
❺「送信」をクリック

4 以降は画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は，インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合，アンチウイルスソフトを設定されている場合，proxyサーバーをご利用の場合等，株主さまのインターネット利用環境によっては，ご利用できない場合もございます。

携帯電話による議決権行使は，EZweb，ｉモード，Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また，セキュリティ確保のため，暗号化通信（TLS通信）および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりませんので，ご了承ください。

インターネットによる議決権行使は，**平成29年６月27日（火曜日）午後５時まで**受付いたしますが，お早めに行使していただき，ご不明な点などがございましたら下記ヘルプデスクへお問い合せください。

ご注意事項

●株主さま以外の第三者による不正アクセスや議決権行使内容の改ざんを防止するため，ご利用の株主さまには，議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

●株主総会の招集の都度，新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

●複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

⑴郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は，インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

⑵インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は，最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また，パソコン，スマートフォンおよび携帯電話のいずれかで重複して議決権を行使された場合も，最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

●議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金，パケット通信料，その他携帯電話等利用による料金等）は株主さまのご負担となりますので，ご了承ください。

インターネット等による議決権行使に関するお問い合せ（ヘルプデスク）

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 証券代行部

0120－173－027（通話料無料）

受付時間 午前９時から午後９時まで

＜議決権電子行使プラットフォームについて＞

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては，株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には，当該プラットフォームをご利用いただけます。

以　上

－メモ－

－メモ－

株主総会会場ご案内

会　場　仙台市青葉区一番町三丁目７番１号
電力ビル７階電力ホール

会場付近略図



○会場には駐車場がございませんので，公共交通機関等をご利用願います。

交　通
ＪＲ線	仙台駅から徒歩約10分
ＪＲ仙石線	あおば通駅から徒歩約５分
地下鉄東西線	青葉通一番町駅から徒歩約５分（最寄りの出口は北１）
地下鉄南北線	広瀬通駅から徒歩約１分（最寄りの出口は西３）
バス	電力ビル前下車

UD FONT
VEGETABLE OIL INK